

# 河原外語観光・製菓専門学校 学則

## 第1章 総則

### (趣旨)

この学則は、本校の管理及び運営等に關し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第1条 本校は、社会人としての基本マナーを身に付けながら、食やサービス、医療、エンタテイメントの分野で、人々の豊かな生活や健康、文化芸術をサポートできる高度な専門能力の習得を目指す。  
そして、専門職としての誇りと自覚をもって、地域社会及び文化の隆盛に寄与する有能な人材を育成していくことを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、河原外語観光・製菓専門学校と称する。

### (位置)

第3条 本校の位置を、愛媛県松山市湊町3丁目5番1号に置く。

## 第2章 課程、学科、学生定員及び修業年限

### (課程及び学科)

第4条 本校の課程及び学科は次のとおりとする。

課程名	学科名
衛生関係	パティシエ・ブランジェ科 (1年制)
専門課程	パティシエ・ブランジェ科 (2年制)
商業実務	エアライン・観光科
関係専門課程	ブライダル・ホテル科
	医療・総合事務科
	外国語学科
文化・教養	声優タレント科
専門課程	

2 前項の課程のほかに別科を置く。

(学生定員)

第5条 本校の課程、学科ごとの入学定員と総定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	入学定員	1学級の定員 (学級数)	総定員
衛生関係 専門課程	パティシエ・ブランジェ科 (1年制)	40名	40名(1学級)	40名
	パティシエ・ブランジェ科 (2年制)	40名	40名(2学級)	80名
商業実務 関係専門課程	エアライン・観光科	40名	40名(2学級)	80名
	ブライダル・ホテル科	40名	40名(2学級)	80名
	医療・総合事務科	40名	40名(2学級)	80名
	外国語学科	20名	20名(2学級)	40名
文化・教養 専門課程	声優タレント科	40名	40名(2学級)	80名

2 別科(パティシエ・ブランジェ科通信課程)の定員は別表3のとおりとする。

(修業年限)

第6条 本校の課程、学科ごとの修業年限は次のとおりとする。

課程名	学科名	入学定員	1学級の定員 (学級数)	総定員	修業年限	備考
衛生関係 専門課程	パティシエ・ブランジェ科 (1年制)	40名	40名(1学級)	40名	1カ年	昼間・男女
	パティシエ・ブランジェ科 (2年制)	40名	40名(2学級)	80名	2カ年	昼間・男女
商業実務 関係専門課程	エアライン・観光科	40名	40名(2学級)	80名	2カ年	昼間・男女
	ブライダル・ホテル科	40名	40名(2学級)	80名	2カ年	昼間・男女
	医療・総合事務科	40名	40名(2学級)	80名	2カ年	昼間・男女
	外国語学科	20名	20名(2学級)	40名	2カ年	昼間・男女
文化・教養 専門課程	声優タレント科	40名	40名(2学級)	80名	2カ年	昼間・男女

2 別科の修業年限は別表3のとおりとする。

3 別科の通則は別に定める。

(在学年限)

第7条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。

## 第3章 学年、学期及び休業日

### (学年、学期)

第8条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 本校の学期は、前期及び後期の二期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 前項の前期及び後期の期間は、校長が必要と認めるときは変更することができる。

### (休業日)

第9条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長が必要と認める場合は休業日でも授業又は試験を行うことができる。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(4) 春季・夏季および冬季休業日に関しては、別に定める。

(5) その他、校長が定める日

2 前項の休業日は、校長が必要と認めるときは変更することができる。

3 第1項に定めるものの他、校長は臨時の休業日を定めることができる。

## 第4章 入学、編入学、転入学及び再入学

### (入学資格)

第10条 本校の入学資格は、高等学校を卒業した者、中等教育学校を卒業した者、又は学校教育法施行規則第183条に該当する者とする。

### (入学時期)

第11条 本校の入学及び編入学の時期は、学年の始めとする。転入学の時期は、第18条に定めるところにより決定する。再入学の時期は、第19条に定めるところにより決定する。

### (出願)

第12条 本校に入学、編入学、転入学及び再入学しようとする者は、本校の定める入学願書及び所定の書類に必要事項を記載し、第47条に定める入学検定料を添えて願い出なければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

### (選考方法)

第13条 入学者の選考方法は、学校運営会議で決定する。

(選考)

第 14 条 出願の手続きを終了した者に対して、別に定めるところにより、選考を行なう。

2 前項の選考による合格者は、学校運営会議の議を経て、校長が決定する。

(入学手続)

第 15 条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、第 47 条に定める入学金を添えて入学手続きをとらねばならない。

(入学許可)

第 16 条 校長は、前条の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第 17 条 次の各号の一に該当する者で、本校に編入学を志願する者があるときは、別に定めるところの選考の上、学校運営会議の議を経て、相当年次に編入学を許可することができる。

- (1) 過去に専修学校の専門課程、高等専門学校、大学及び短期大学に 1 年以上在籍し、相当の単位を修得した者
  - (2) 外国において、学校教育における 14 年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む）を修了した者又はこれに準ずる者
  - (3) 本学において、前項各号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 前項の規定により編入学が許可された者の、すでに修得した授業科目、単位数及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数については、学校運営会議の議を経て校長が決定する。
- 3 編入学を許可された者の修業年限及び在学年限は、別に定める。

(転入学)

第 18 条 次の各号の一に該当する者で、本校に転入学を志願する者があるときは、別に定めるところの選考の上、学校運営会議の議を経て、相当年次に転入学を許可することができる。

- (1) 専修学校の専門課程に在籍中であり、相当年次と同等以上の学力があると認めた者
  - (2) 高等専門学校に在籍中であり、相当年次と同等以上の学力があると認めた者
  - (3) 大学に在籍中であり、相当年次と同等以上の学力があると認めた者
  - (4) 短期大学に在籍中であり、相当年次と同等以上の学力があると認めた者
- 2 前項の規定により転入学が許可された者の、すでに修得した授業科目、単位数及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数、入学時期については、学校運営会議の議を経て校長が決定する。
- 3 転入学を許可された者の修業年限及び在学年限は、別に定める。

(再入学)

第 19 条 次の各号の一に該当する者で、本校に再入学を志願する者があるときは、別に定めるところの選考の上、学校運営会議の議を経て、相当年次に再入学を許可することができる。

- (1) 本校を退学となった者。ただし、第42条の規定により退学処分となった者は、再入学することはできない。
  - (2) 本校を除籍となった者。ただし、第42条の規程により在学年限を超えて除籍となった者は、再入学することはできない。
- 2 前項の規定により再入学が許可された者の、すでに修得した授業科目、単位数及び時間数の取り扱い並びに在学すべき年数、入学時期については、学校運営会議の議を経て校長が決定する。
  - 3 再入学を許可された者の修業年限及び在学年限は、別に定める。

## 第5章 休学、復学、転学、転科、留学及び退学

### (休学)

- 第20条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため引き続き2ヶ月以上就学することができないときは、休学願を校長に提出し、その許可を得て休学することができる。
- 2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることがある。
  - 3 休学期間は、通算して修業年限と同じ年数を超えることができない。
  - 4 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。
  - 5 休学中は第49条に定める在籍料を納めなければならない。

### (復学)

- 第21条 休学期間満了の場合又は休学の期間中にその理由が消滅したときは校長に願い出、その許可を得て、復学することができる。

### (転学)

- 第22条 他の専修学校、大学又は短期大学に転入学をしようとする者は、転学願を校長に提出しなければならない。

### (転科)

- 第23条 本校の他の学科に転科しようとする者は、転科願を校長に提出し、選考の上、校長の許可を得なければならない。
- 2 転科に関する規程は、別に定める。

### (留学)

- 第24条 外国の大学又は短期大学、専修学校に該当する教育機関へ留学を希望する者については、校長が許可することができる。
- 2 留学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由のあるときは、許可を得て、さらに1年内に限り、その期間を延長することができる。
  - 3 前項の留学期間は、休学の取り扱いをしないものとする。

- 4 本校と他校の協定に基づく単位取得プログラムにおける他校での修学である場合を除き、留学中は別に定める在籍料を納めなければならない。
- 5 留学の手続に関する事項は、別にこれを定める。

(退学)

第 25 条 退学しようとする者は、退学願を校長に提出し許可を受けなければならない。

## 第 6 章 教育課程及び履修方法等

(教育課程、授業時間数及び単位数)

第 26 条 本校の教育課程、授業時間数及び単位数は、別表 1 のとおりとする。

(授業の方法)

第 27 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業の方法による授業科目の履修は、当該課程の修了に必要な総授業時数のうち 4 分の 3 を超えないものとする。

(同時受講)

第 28 条 校長が教育上有益と認めるときは、学年又は学科を異にする学生を合わせて授業を行うことができる。

(単位計算方法)

第 29 条 単位計算方法は次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の範囲で本校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(授業科目の評価及び単位修得の認定)

第 30 条 単位修得の認定は、講義、実習等の当該科目の成績評価に基づいて行う。

- 2 授業科目の成績評価及び単位修得認定の取り扱いについては、別に定める。

(単位認定等の権限)

第 31 条 単位授与または単位認定は、学校運営会議の議を経て校長が決定する。

(他の専修学校等における授業科目の履修と入学以前の既修得単位の認定)

第32条 校長が教育上有益と認めるときは、学生が行う大学又は短期大学における学修、及び、他の専修学校の専門課程における授業科目の履修（科目等履修生制度により修得した単位も含む）を、本校の当該課程における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 校長が教育上有益と認めるときは、学生が本校に入学する前に行った大学又は短期大学における学修、及び、他の専修学校の専門課程における授業科目の履修（科目等履修生制度により修得した単位も含む）を、本校入学後の当該課程における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

3 前二項により修得できる単位数の合計は、編入学及び転入学の場合を除き、本校の当該課程の修了に必要な総授業時数の2分の1に換算される単位数を超えないものとする。

(編入学、転入学、再入学及び転科の単位認定)

第33条 編入学者、転入学者、再入学者又は転科者が入学以前に修得した単位については、それぞれ、第17条、第18条、第19条、第23条の規定に基づき、学校運営会議の議を経て、校長が本校の当該課程において履修し、修得したものと認定することができる。

## 第7章 卒業、進級及び称号

(進級)

第34条 校長は別に定める要件に基づき、当該学年の課程を全て履修した者または次項に該当する者を進級させるものとする。

2 修得できなかった科目（以下「未修了科目」という）がある者は、未修了科目の再履修願を提出し校長が承認の上、進級を許可することができる。

3 再履修願を提出した者は、原則として次年度に再履修し、受験資格を満たしたのち次年度の学生と同じ試験を受けることができる。卒業予定学年においては、校長が認める範囲内で年度内に再履修できる。

(卒業)

第35条 第4条に定める本校所定の課程を修了し、所定の単位を修得した者に対して、校長は学校運営会議の意見を聴き、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 卒業の認定に関する規定は別に定める。

(称号)

第36条 前条の認定を受けた者には、修了した専門課程学科に基づき、次のとおり専門士の称号を付与する。

パティシエ・ブランジェ科（2年制） 専門士（衛生関係専門課程）

エアライン・観光科 専門士（商業実務関係専門課程）

プライダル・ホテル科 専門士（商業実務関係専門課程）

医療・総合事務科	専門士（商業実務関係専門課程）
外国語学科	専門士（商業実務関係専門課程）
声優タレント科	専門士（文化・教養専門課程）

（資格の付与）

第37条 本校パティシエ・ブランジェ科の1年次課程を修了した者には、製菓衛生師国家試験受験資格を付与する。

## 第8章 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

（科目等履修生）

第38条 本校学生以外の者で、本校所定の授業科目のうち、一又は複数の授業科目を選んで履修を希望する者があるときは、本校の定めるところにより、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生であって、履修を許可された授業科目の単位認定を希望する者には、当該授業科目につき単位認定試験を実施し、合格した者には所定の単位を認定する。
- 3 科目等履修生に関する事項は、別にこれを定める。

（聴講生）

第39条 本校専門課程の授業科目の聴講を希望する者に対しては、収容人員に余裕がある場合に限り、本校の定めるところにより、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

- 2 聴講生に関する事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第40条 外国人であって第10条、第17条、第18条又は第19条に規定する資格を有し、本校に入学、編入学、転入学又は再入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学、編入学、転入学又は再入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

## 第9章 賞罰

（表彰）

第41条 学生として表彰に値する業績、行為があるときは、学校運営会議の議を経て、校長が表彰することができる。

（懲戒）

第42条 校長は次の各号の一に該当する者に対して、学校運営会議の議を経て、訓告・停学・退学のいずれかを命ずることができる。

- (1) 正当な理由がなく出席が常でない者
  - (2) 第7条に定める在学年限を超えた者
  - (3) 素行不良で改善の見込みがないと認められた者
  - (4) 学修成果の状況等から学習意欲が著しく乏しいと認められた者
  - (5) 学校の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者
- 2 前項の他、校長は教育上必要と認められるときは、学生を懲戒することができる。懲戒は訓告、停学、及び退学とする。

(除籍)

第43条 校長は次の各号の一に該当する者を、除籍することができる。

- (1) 死亡届のあった者
- (2) 行方不明の届のあった者
- (3) 授業料等を期日までに納付せず、かつ、督促しても納付しない者
- (4) 第20条に定める休学期間を経過した者
- (5) 第7条に定める在学年限を経過した者

## 第10章 教職員組織

(教職員)

第44条 本校に、校長、学科長、教員、事務職員その他の必要な教職員を置く。

- 2 校長は、校務を掌り、所属教職員を監督する。
- 3 学科長は、当該学科を統括する。
- 4 教職員及び教職員組織について必要な事項は、別に定める。

## 第11章 学校運営会議

(学校運営会議)

第45条 本校に、学校運営会議を置く。

- 2 学校運営会議に関して必要な事項は、別に定める。

## 第12章 自己評価等

(自己評価等)

- 第46条 本校は、その教育基準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するために自己評価委員会を設け、本校における教育活動等の状況に自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 職業実践専門課程の設置学科については、下記の取組みにより、学校運営及び授業科目等の評価・改善を行うものとする。

#### (1) 学校関係者評価委員会

本委員会は、本校運営の全般（学校経営、教育活動及び教育実績の現状、さらにそれらの短期的、中期的及び長期的課題、社会的責務、自己評価等）について、学校関係者より意見を聴き、これを踏まえて学校運営の組織的、継続的な改善に取り組むこととする。

#### (2) 教育課程編成委員会

本委員会は、本校職業実践専門課程において、実践的かつ専門的な高度職業教育を推進するという観点から、企業・業界団体等より、当該業界における人材需要の動向や将来展望、期待される知識・技術等について意見を聴き、これを踏まえてカリキュラムや教育方法の工夫改善に組織的、継続的に取り組むこととする。

#### (3) 自己点検評価委員会

本委員会は、自己点検及び自己評価に関する資料収集、調査研究及び啓発活動を行い、自己点検評価報告書の策定と公開に関わる業務及び、学校関係者評価委員会の実施内容についての検討に取組むこととする。

### 第13章 学生納付金、奨学制度及び学費貸与制度

#### (入学検定料、入学金、授業料等)

第47条 本校の入学検定料、入学金、授業料等の金額は別表2に定める。

#### (退学、停学、復学の場合の授業料)

第48条 退学する者及び退学を命じられた者についても、最終在籍学年の授業料を納入しなければならない。また、停学期間中の授業料も納入する。

2 年度の中途において復学した者は、年度の中途であっても復学した年度分の授業料を復学した年度に納付しなければならない。

#### (在籍料)

第49条 休学期間及び留学中の在籍料の金額及び納付の時期は別に定める。

#### (科目等履修生選考料、科目等履修生登録料、科目等履修料及び聴講料)

第50条 科目等履修生として授業科目の履修を志願する者は、科目等履修生選考料を所定の期日までに納めなければならない。

2 科目等履修生選考料に関する規程は別に定める。

3 科目等履修生に許可された者は、科目等履修生登録料及び科目等履修料を、聴講生に許可された者は、聴講料を納めなければならない。

4 科目等履修生登録料、科目等履修料、及び聴講料の金額及び納付の時期は別に定める。

(学生納付金の返還)

第 51 条 既に納付された学生納付金は、原則として返還しない。

(学費貸与及び給付)

第 52 条 成績優秀者であって、経済的事由により修学が困難である等、特別の事情があると認められた者には、授業料等を減免、又は学費を貸与若しくは給付することができる。

2 授業料減免制度、学費貸与制度に関する規程は別に定める。

## 第 14 章 保証人

(保証人)

第 53 条 保証人は、保証する学生の在学中、その一身上に関する事項について連帯して一切の責任を負うものとする。これについて、保証人は、書面により誓約しなければならない。

2 保証人は、身分及び住所に変更があった場合には、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。

3 保証人を変更した場合には、新たに第 1 項の誓約書を提出しなければならない。

(保証人の変更)

第 54 条 保証人について誓約書記載内容に変更が生じた場合は、直ちに校長に届け出なければならない。

## 第 15 章 保健、衛生及び厚生

(健康診断)

第 55 条 学校保健安全法第 32 条において準用する第 13 条の規定に基づき、本校学生に対して定期的に年 1 回の健康診断を実施する。

2 校長が必要と認めるときは、本校学生に対して臨時の健康診断を行うことができる。

3 前二項の健康診断については、別に定める。

(寄宿舎)

第 56 条 本校に寄宿舎を設置できる。その場合、寮規則は、校長が別に定める。

## 第 16 章 改廃及び細則

(改廃)

第 57 条 本校則の改廃は、学校運営会議の議を経て理事会の承認を受けなければならない。

(細則)

第 58 条 本校則施行に関する細則その他必要な事項は、別にこれを定める。

## 附 則

この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 28 年 3 月 31 日に医療秘書科に在籍している学生については、

本学則の 4 条の表の規定に関わらず、旧学則の 4 条の表を適用する。

この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は文部科学省により官報に告示された日（平成 30 年 2 月 28 日）をもって施行する（一部改

正）

この学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 31 年 3 月 12 日から施行する。（一部改正）

この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、49 条の休学時の在籍料は、平成 31 年度入学者から適用する。

この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、令和 4 年 3 月 31 日にグローバルビジネス科に在籍している学生については、

本学則の 4 条の表の規定に関わらず、旧学則の 4 条の表を適用する。

この学則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

なお、令和 5 年 3 月 31 日に在籍する学生は従前の学則を適用する。

この学則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

なお、令和 6 年 3 月 31 日に在籍する学生は従前の学則を適用する。

この学則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

なお、令和 7 年 3 月 31 日に在籍する学生は従前の学則を適用する。

別表1 教育課程及び時間数

衛生関係専門課程（パティシエ・ブランジェ科）1年制

	総授業	単位数
	時間数	
衛生法規	30	2
公衆衛生学	60	4
食品学	60	4
食品衛生学	120	8
栄養学	60	4
社会	30	2
製菓理論	90	6
製菓実習	480	16
サービス・マナー	30	1
就職講座	30	1
製菓フランス語	30	1
一般教養	30	1
合計	1,050	50

別表1 教育課程及び時間数

## 衛生関係専門課程（パティシエ・ブランジェ科）2年制

	総授業	1年次	2年次	総授業	1年次	2年次
	時間数	時間数	時間数	単位数	単位数	単位数
衛生法規	30	30	0	2	2	0
公衆衛生学	60	60	0	4	4	0
食品学	60	60	0	4	4	0
食品衛生学	120	120	0	8	8	0
栄養学	60	60	0	4	4	0
社会	30	30	0	2	2	0
製菓理論	90	90	0	6	6	0
製菓実習	480	480	0	16	16	0
サービス・マナー	30	30	0	1	1	0
就職講座	60	30	30	2	1	1
製菓フランス語	30	30	0	1	1	0
食育	30	0	30	1	0	1
カラー・デザイン	30	0	30	1	0	1
ラッピング	60	0	60	2	0	2
パソコン演習	60	0	60	2	0	2
マーケティング	30	0	30	2	0	2
製菓材料学	30	0	30	2	0	2
国家試験対策	60	0	60	4	0	4
総合製菓・製パン実習	450	0	450	15	0	15
一般教養	60	30	30	2	1	1
合計	1,860	1,050	810	81	50	31

別表 1 教育課程及び時間数

## 商業実務関係専門課程（エアライン・観光科）

教科科目	総授業	1年次	2年次	総授業	1年次	2年次
	時間数	時間数	時間数	単位数	単位数	単位数
旅行業務概論Ⅰ	30	30	0	2	2	0
旅行業務概論Ⅱ	60	60	0	4	4	0
旅行業務概論Ⅲ	90	90	0	6	6	0
旅行業務概論Ⅳ	120	120	0	8	8	0
旅行業務概論Ⅴ	60	0	60	4	0	4
旅行業務概論Ⅵ	30	0	30	2	0	2
旅行業務概論Ⅶ	60	0	60	4	0	4
旅行業務概論Ⅷ	120	0	120	8	0	8
実用英語Ⅰ	210	210	0	14	14	0
実用英語Ⅱ	210	0	210	14	0	14
英会話Ⅰ	90	90	0	3	3	0
英会話Ⅱ	60	0	60	2	0	2
手話Ⅰ	60	60	0	2	2	0
手話Ⅱ	30	0	30	1	0	1
航空端末操作演習Ⅰ	30	30	0	1	1	0
航空端末操作演習Ⅱ	30	0	30	1	0	1
パソコン基礎演習	60	60	0	2	2	0
パソコン応用演習	90	0	90	3	0	3
中国語Ⅰ	30	30	0	1	1	0
中国語Ⅱ	60	0	60	2	0	2
ビジネス実務基礎演習Ⅰ	30	30	0	1	1	0
ビジネス実務基礎演習Ⅱ	60	60	0	2	2	0
ビジネス実務応用演習	60	0	60	2	0	2

## ◆エアラインコース

GS/GH 演習	30	30	0	1	1	0
CA 演習	30	30	0	1	1	0

## ◆ トラベルコース

トラベル実務	30	30	0	1	1	0
ツアープレゼンテーション	30	30	0	1	1	0
エアラインコース合計	1,740	930	810	91	48	43
トラベルコース合計	1,740	930	810	91	48	43

別表1 教育課程及び時間数

## 商業実務関係専門課程（ブライダル・ホテル科）

教科科目	総授業	1年次	2年次	総授業	1年次	2年次
	時間数	時間数	時間数	単位数	単位数	単位数
ブライダル文化論Ⅰ	30	30	0	2	2	0
ブライダル文化論Ⅱ	60	60	0	4	4	0
ホテル宿泊演習Ⅰ	60	60	0	2	2	0
ホテル料飲演習Ⅰ	30	30	0	1	1	0
ヘアメイク実習Ⅰ	30	30	0	1	1	0
色彩論	90	90	0	3	3	0
ベーシック英会話	30	30	0	1	1	0
実用英語Ⅰ	120	120	0	8	8	0
ビジネス実務基礎演習Ⅰ	30	30	0	1	1	0
装道Ⅰ	30	30	0	1	1	0
ビジネス実務基礎演習Ⅱ	90	90	0	3	3	0
ブライダル・ホテル実習Ⅰ	90	90	0	3	3	0
ブライダル・ホテル実習Ⅱ	120	0	120	4	0	4
レストランサービス演習Ⅰ	60	60	0	2	2	0
レストランサービス演習Ⅱ	150	0	150	5	0	5
パソコン基礎演習Ⅰ	120	120	0	4	4	0
パソコン基礎演習Ⅱ	30	0	30	1	0	1
電話応対実習Ⅰ	30	30	0	1	1	0
電話応対実習Ⅱ	30	0	30	1	0	1
コミュニケーション論Ⅰ	30	30	0	1	1	0
コミュニケーション論Ⅱ	30	0	30	1	0	1
ビジネス実務応用演習	30	0	30	2	0	2
外国語	60	0	60	4	0	4
卒業制作	60	0	60	2	0	2

## ◆ブライダルコース（選択科目）

ブライダル文化論Ⅳ	60	0	60	4	0	4
ブライダル文化論Ⅲ	30	0	30	2	0	2
ヘアメイク実習Ⅱ	30	0	30	1	0	1
装道Ⅱ	60	0	60	2	0	2
フローラーディスプレイ実習	30	0	30	1	0	1
ドレスコーディネーター概論	30	0	30	2	0	2
プランナー演習	60	0	60	2	0	2

## ◆ホテルコース（選択科目）

ホテル宿泊演習Ⅱ	30	0	30	1	0	1
ホテル料飲演習Ⅱ	30	0	30	1	0	1
ホテル英会話	60	0	60	2	0	2
実用英語Ⅱ	60	0	60	4	0	4
ホテル実務	60	0	60	2	0	2
ホテル観光概論	60	0	60	4	0	4
ブライダルコース合計	1,740	930	810	72	38	34
ホテルコース合計	1,740	930	810	72	38	34

別表1 教育課程及び時間数

## 商業実務関係専門課程（医療・総合事務科）

教科科目	総授業	1年次	2年次	総授業	1年次	2年次
	時間数	時間数	時間数	単位数	単位数	単位数
医事関連法概論	300	300	0	10	10	0
パソコン基礎実習Ⅰ	60	60	0	2	2	0
パソコン基礎実習Ⅱ	60	60	0	2	2	0
医事コンピュータ演習	60	60	0	2	2	0
電子カルテ演習	30	0	30	1	0	1
調剤事務実習	30	30	0	1	1	0
ドクターズクラーク	90	90	0	3	3	0
電話応対実習Ⅰ	30	30	0	1	1	0
電話応対実習Ⅱ	60	0	60	2	0	2
介護保険基礎実習	90	0	90	3	0	3
歯科報酬請求事務	180	0	180	6	0	6
手話コミュニケーション	30	0	30	1	0	1
フラワーアレンジメント	30	0	30	1	0	1
人体構造論Ⅰ	30	30	0	2	2	0
人体構造論Ⅱ	30	30	0	2	2	0
人体構造論Ⅲ	30	0	30	2	0	2
メディカルイングリッシュ	30	0	30	1	0	1
ビジネス基礎Ⅰ	30	30	0	1	1	0
ビジネス基礎Ⅱ	60	0	60	2	0	2
ホスピタリティ演習	90	30	60	3	1	2
コミュニケーション心理学	60	0	60	4	0	4

## 選択科目（1年次）

診療報酬請求事務演習	150	150	0	5	5	0
パソコン応用演習Ⅰ	90	90	0	3	3	0
パソコン応用演習Ⅱ	60	60	0	2	2	0

## 選択科目（2年次）

医薬品概論	180	0	180	6	0	6
簿記	180	0	180	6	0	6
合計	1,740	900	840	63	32	31

別表1 教育課程及び時間数

商業実務関係専門課程（外国語学科）

グローバルビジネスコース

教科科目	総授業	1年次	2年次	総授業	1年次	2年次
	時間数	時間数	時間数	単位数	単位数	単位数
経営戦略・起業家精神Ⅰ	56	56	0	2	2	0
経営戦略・起業家精神Ⅱ	66	66	0	2	2	0
国際理解・異文化コミュニケーションⅠ	98	98	0	3	3	0
国際理解・異文化コミュニケーションⅡ	68	68	0	2	2	0
一般英語	280	280	0	9	9	0
Business English	280	280	0	9	9	0
総合学習	101	101	0	3	3	0
ジャーナル&プレゼンテーション	132	132	0	4	4	0
観光マーケティング	33	33	0	1	1	0
グローバル演習	18	18	0	1	1	0
C P I L S	320	320	0	10	10	0
Academic English	456	0	456	15	0	15
ビジネスマネージメント原理	87	0	87	3	0	3
財務管理	87	0	87	3	0	3
ミクロ経済学	87	0	87	3	0	3
マーケティングマネージメント	87	0	87	3	0	3
マーケティングコミュニケーション	87	0	87	3	0	3
国際ビジネス	87	0	87	3	0	3
就職実務	49	0	49	1	0	1
合計	2,479	1,452	1,027	80	46	34

別表1 教育課程及び時間数

商業実務関係専門課程（外国語学科）

英語コミュニケーションコース

教科科目	総授業	1年次	2年次	総授業	1年次	2年次
	時間数	時間数	時間数	単位数	単位数	単位数
経営戦略・起業家精神Ⅰ	56	56	0	2	2	0
経営戦略・起業家精神Ⅱ	66	66	0	2	2	0
国際理解・異文化コミュニケーションⅠ	98	98	0	3	3	0
国際理解・異文化コミュニケーションⅡ	68	68	0	2	2	0
一般英語	280	280	0	9	9	0
Business English	280	280	0	9	9	0
総合学習	101	101	0	3	3	0
ジャーナル&プレゼンテーション	132	132	0	4	4	0
観光マーケティング	33	33	0	1	1	0
グローバル演習	18	18	0	1	1	0
C P I L S	320	320	0	10	10	0
英検対策	60	0	60	2	0	2
TOEIC 対策	60	0	60	2	0	2
Academic English	456	0	456	15	0	15
Communications	80	0	80	3	0	3
Business English	80	0	80	3	0	3
IELTS training	80	0	80	3	0	3
Internship at overseas	61	0	61	1	0	1
ビジネス実務	30	0	30	1	0	1
Total English	60	0	60	2	0	2
就職実務	60	0	60	2	0	2
合計	2,479	1,452	1027	80	46	34

別表1 教育課程及び時間数

商業実務関係専門課程（外国語学科）

韓国語コミュニケーションコース

教科科目	総授業	1年次	2年次	総授業	1年次	2年次
	時間数	時間数	時間数	単位数	単位数	単位数
経営戦略・起業家精神Ⅰ	56	56	0	2	2	0
経営戦略・起業家精神Ⅱ	66	66	0	2	2	0
国際理解・異文化コミュニケーションⅠ	98	98	0	3	3	0
一般英語	68	68	0	2	2	0
韓国語	280	280	0	9	9	0
Business English	280	280	0	9	9	0
総合学習	101	101	0	3	3	0
ジャーナル&プレゼンテーション	132	132	0	4	4	0
観光マーケティング	33	33	0	1	1	0
グローバル演習	18	18	0	1	1	0
CPLS	320	320	0	10	10	0
英検対策	60	0	60	2	0	2
TOEIC 対策	60	0	60	2	0	2
Academic English	456	0	456	15	0	15
Communications	80	0	80	3	0	3
Business English	80	0	80	3	0	3
IELTS training	80	0	80	3	0	3
Internship at overseas	61	0	61	1	0	1
ビジネス実務	30	0	30	1	0	1
Total English	60	0	60	2	0	2
就職実務	60	0	60	2	0	2
合計	2,479	1,452	1,027	80	46	34

別表1 教育課程及び時間数

## 文化・教養専門課程（声優タレント科）

教科科目	総授業	1年次	2年次	総授業	1年次	2年次
	時間素	時間数	時間数	単位数	単位数	単位数
ボイストレーニング I	90	90	0	3	3	0
ボイストレーニング II	90	0	90	3	0	3
演技表現技法 I	120	120	0	4	4	0
演技表現技法 II	120	0	120	4	0	4
ヴォーカル実習 I	90	90	0	3	3	0
ヴォーカル実習 II	90	0	90	3	0	3
ダンス I	90	90	0	3	3	0
ダンス II	90	0	90	3	0	3
声優実技指導 I	120	120	0	4	4	0
声優実技指導 II	120	0	120	4	0	4
テキストリーディング I	60	60	0	4	4	0
テキストリーディング II	30	0	30	2	0	2
ナレーション実習 I	30	30	0	1	1	0
ナレーション実習 II	30	0	30	1	0	1
朗読実習 I	30	30	0	1	1	0
朗読実習 II	60	0	60	2	0	2
番組制作	60	60	0	2	2	0
放送技術実習	30	0	30	1	0	1
パソコン実習 I (基礎)	30	30	0	1	1	0
パソコン実習 II (応用)	30	0	30	1	0	1
コミュニケーション I	60	60	0	2	2	0
コミュニケーション II	30	0	30	1	0	1
イベント実習 I	60	60	0	2	2	0
イベント実習 II	60	0	60	2	0	2
イングリッシュパフォーマンス	30	0	30	1	0	1
キャリアデザイン	60	60	0	4	4	0
オーディション対策講座	60	0	60	4	0	4
合計	1,770	900	870	66	34	32

別表2 入学検定料、入学金、授業料等

(単位：円)

学科名	入学 検定料	入学金	授業料	施設・ 設備費	維持費
パティシエ・ブランジェ科（1年 制）	10,000	160,000	720,000	200,000	100,000
パティシエ・ブランジェ科（2年 制）	10,000	160,000	720,000	200,000	100,000
エアライン・観光科	10,000	160,000	680,000	120,000	0
ブライダル・ホテル科	10,000	160,000	660,000	120,000	0
医療・総合事務科	10,000	160,000	640,000	120,000	0
外国語学科	10,000	160,000	640,000	120,000	100,000
声優タレント科	10,000	160,000	680,000	200,000	100,000

※1 上記はいずれも、1年間の金額である。

※2 教育充実費は各学年で、年2回に分けて別途実費を徴収する。

※3 外国語学科の1年次の留学費用は、別途定める。

※4 外国語学科の2年次の学費、教育充実費、留学費用は、別途定める。

別表3 別科（組織・修業期間・定員）

学科名	課程	修業期間	定員	学級数	入学資格	取得資格名
パティシエ・ブランジェ科 通信課程	通信	1年	40名	1	中学校 卒業以上	製菓衛生師 受験資格